

V. 補てん

1. 補てん単価・金額の算出

Q134 補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A：(1) 補てん金の交付については、輸入原料価格の上昇の度合いに応じて

ア. 通常補てん金のみが交付される場合

イ. 異常補てん金の交付が伴う場合

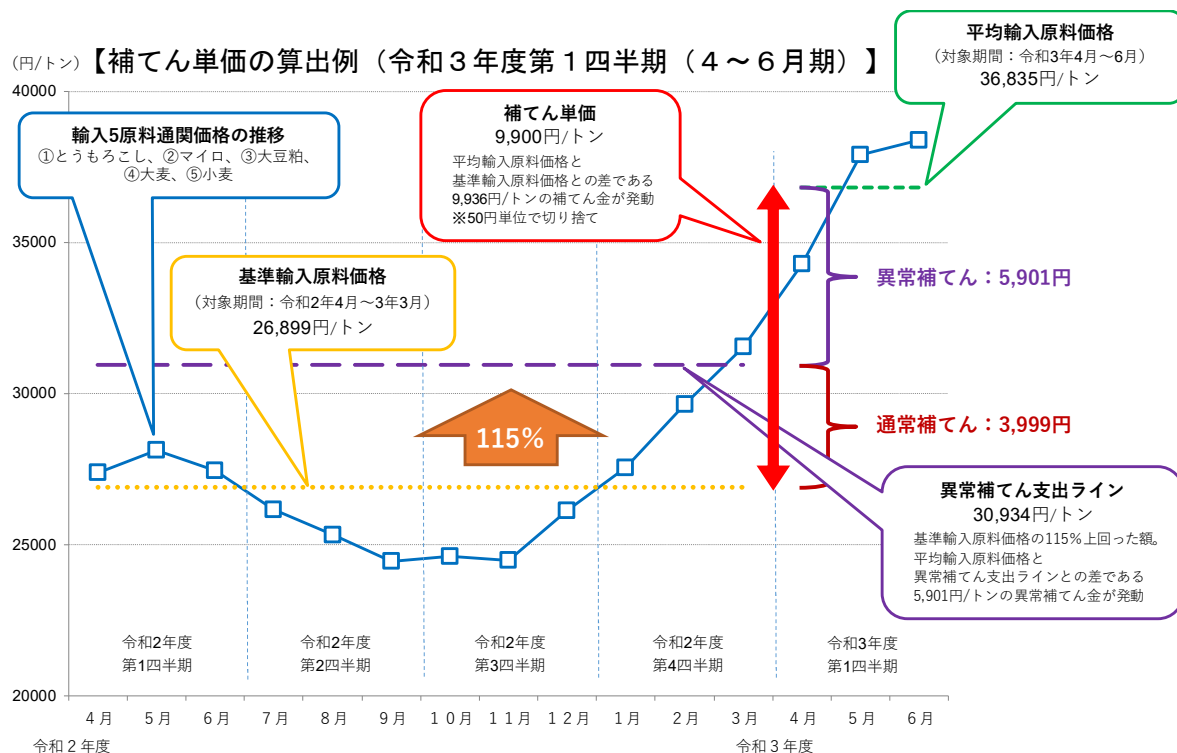
があります。

通常補てん金は、輸入5原料（とうもろこし・マイロ・大豆粕・大麦・小麦）の1ヶ月前（4～6月期であれば3～5月）の通関価格を当該四半期の飼料工場の原料使用量で加重平均した「平均輸入原料価格」と、同様にして直前1年間の平均を求めた「基準輸入原料価格」との差額が補てん単価の上限となり、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決により決定されます。

(2) 異常補てん金が交付される場合の通常補てん単価は、上記の補てん単価から異常補てん単価を差し引いた額となります。

(3) 平均輸入原料価格と基準輸入原料価格との差が250円未満となった場合は、財源の有効活用や効率的な基金業務を行う観点から、補てんは実施されません（平成26年度第3回理事会決議）。

(4) 補てん単価は50円刻み（50円未満切り捨て）です。



Q135 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか

A： 補てん対象数量は、補てん対象四半期の加入生産者の契約数量と購入数量のいずれか低い数量のことです。これに補てん単価をかけたものが補てん金額となります（1円未満の端数は切り捨てとなります）。

Q136 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか

A： 通関価格は、財務省が公表している「貿易統計」の当該月の1ヶ月前の数値（速報値）を用い、各月の原料使用量は当該四半期末日の翌月に公益社団法人配合飼料供給安定機構が報告する数値を用います。

また、通関価格については、毎年3月に前年1月分から12月分の速報値を確々報値に置き換え、更に11月にこの確々報値を確定値に置き換えます。原料使用量についても毎年8月に前年度分の使用量が再報告されるためそちらに置き換えます。

Q137 輸入原料のうち、なぜこの5原料を用いるのですか

A： 配合飼料に占める輸入原料は多岐にわたっているため、全原料を基準に採用すると算定に係る事務が膨大となり、補てん金の支払い時期にも影響が及ぶことから、配合飼料全体に占める割合が7割程度となる5原料（とうもろこし・マイロ・大豆粕・大麦・小麦）を基準として算出します。

Q138 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A： 異常補てん金の発動要件は、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の輸入原料価格の115%を上回っている場合に、115%を超える上昇幅の範囲内において、畜産経営の動向、畜産物の需給事情、配合飼料価格水準の推移その他の事情を考慮して、飼料機構の理事会の議決を経たのち、農林水産省の承認を得て決定されます。

なお、令和4年度上期は特例的に飼料機構が業務方法書を変更して112.5%に基準を下げました。

Q139 なぜ異常補てんの発動要件を直前１年間の輸入原料価格の「115%以上の値上がり」としたのですか

A： 制度発足時において、輸入原料の価格の直前１年間の平均価格に対する変動率を正規分布とみなし、「異常な値上がりの幅」を、標準偏差を超えた場合としました。この場合、「異常な値上がりの幅」は変動係数（標準偏差÷平均値）で計算されます。

制度発足直前８年間（昭和４１～４８年）について計算すると、変動係数は14.3%であったことから、これを基に115%の要件が設定されました。

長期的にみると、現在もこの値はほぼ変わっていません。

Q140 異常補てんの特例基準とは何ですか

A： 上記の条件で異常補てんが発動されない場合で、当該四半期の輸入原料価格（平均輸入原料価格）が当該四半期の１年半前から半年前までの１年間の平均価格（特例基準輸入原料価格）を123.3%以上上回っている場合に、123.3%を超える上昇幅の範囲でかつ当該四半期の直前１年間の輸入原料価格を超える額の３分の１を上限として決定されます。

Q141 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか

A： 直前１年間の平均と比較する発動基準のみだと、輸入原料価格の急騰後は異常補てんが出にくくなり、通常補てんへの財源負担が大きくなる傾向があるため、平成２６年度より、新たに特例基準を設け、急騰後に異常補てんが発動しやすくなる仕組みにすることにより、通常補てんの財源負担を軽減するよう見直しました。

Q142 なぜ特例による異常補てんは、当該四半期の直前１年間の輸入原料価格を超える額の１／３までとしたのですか

A： これまでの異常補てんの発動実績（平均）をみると、異常補てんの発動額は、当該四半期の直前１年間の輸入原料価格を超える額の１／３弱だったことからです。

Q143 特例による異常補てんの発動基準はどうして123.3%にしたのですか

A： 年１５%の上昇が１年半継続した水準を計算すると、理論的には $\sqrt{115\% \times 115\%} \approx 123.3\%$ となるためです。

Q144 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく、輸入原料価格を用いるのはなぜですか

A： 異常補てん単価の算出には以前より輸入原料価格が用いられてきましたが、通常補てん単価については、平成25年度まではメーカーが公表する配合飼料価格の改定幅が用いられていました。しかし、畜産をめぐる厳しい環境の中、配合飼料メーカーは多様な販売形態を模索し、通常補てん制度の指標としてきた配合飼料価格改定幅の指標性が低下してきたと考えられるようになりました。そこで、平成26年度より通常補てんにおいても輸入原料価格を用いることで、通常補てんを公正・客観的な指標の下で運用されることとなりました。

Q145 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか

A： 平成25年度第2四半期に、業務方法書上の補てん上限額はトン当たり5,050円となったものの、これ以上の借入は困難との判断から、通常補てん単価をトン当たり2,400円とし、国がトン当たり1,325円の特別交付金を交付、全農や配合飼料メーカーが残りのトン当たり1,325円を支出しました。

このような経過から、国は平成25年12月に「配合飼料価格安定制度の見直し」を発表しました。

Q146 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか

A： 平均輸入原料価格の算出には、貿易統計による通関価格を用いています。これは、補てん額を計算するための指標であり、実際の配合飼料原料の購入額とは異なります。その差の要因は、（1）基準となる5原料以外の原料の価格変動額、（2）原料購買時の外国為替相場と通関申告に適用される為替相場とのタイムラグ、（3）原料の購買時期と通関価格の申告時期とのタイムラグ等が考えられます。

Q147 補てん単価はいつ分かりますか

A： 補てん単価の算出に必要な統計データが全て公表されるのが、当該四半期の翌月の10日頃になり、通常補てんについては、その月の下旬頃に開かれる安定基金理事会で決定されます。例えば、4～6月期の補てん単価を算出するのに必要な統計データが揃うのが7月10日頃、安定基金理事会で決定されるのが7月下旬頃となります。

また、異常補てんについては、通常基金の理事会開催後に飼料機構の理事会で決定されます。

2. 出荷実績の報告

〈事務処理要領〉 第6章 補てん金の交付

1. 出荷実績数量の報告

加入生産者別の補てん金額の算定は、各四半期の契約数量を限度として、出荷数量にトン当たり補てん額を乗じて行う。

単協等は、下記の期限までに、加入生産者別に集計した当該四半期の配合飼料出荷実績を安定基金システムに入力する。

システム入力後、出荷報告書を印刷し、担当者印・経理等印・所属長印を押印し、各年度終了後10年間保存する。

	第1四半期分	第2四半期分	第3四半期分	第4四半期分
システム入力期限	7月28日	10月28日	1月28日	4月27日

期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

(1) 出荷実績集計における留意点

ア. 入力する数量は、当該単協等の販売伝票等を用いて加入生産者別の購入数量を集計し、出荷元のくみあい配合飼料会社（工場）または2号会員から入手した出荷数量データにより確認する。

イ. 集計は加入生産者別に行うこと。単協全体や部会等のグループで行うことはできない。

ウ. 対象とする配合飼料は業務方法書第3条による。なお、糖蜜飼料、養魚飼料は対象としない。

エ. 複数の畜種飼養者における補てん対象数量は、畜種別購入数量の合計とし、畜種別の契約数量の合計を超えないものとする。

オ. 対象品目の確認に当たっては、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）に基づき製品に表示される原材料名及び原材料の区分別配合割合による。

カ. 1号及び2号会員又は指定飼料会社は対象外銘柄一覧表を作成し、毎年12月末までに基金及び単協等に提出する。期中での対象外銘柄の追加は、都度報告する。

キ. 出荷数量の切り上げや、架空の数値を集計してはならない。

ク. 月別・加入生産者別配合飼料集計表を作成し、毎月都度集計しておくことが望ましい。

ケ. 補てん対象四半期の飼料かどうかの判断は、原則として補てん対象配合飼料を畜産経営者へ出荷した日とする。なお、補てんの有無に応じて購入日基準と出荷日基準を変更してはならない。

コ. 加入生産者別に、販売（出荷）年月日、銘柄、数量をとりまとめた台帳等を月ごとに作成し、事務所等に備え付ける。

(2) 補てん交付額の算定

ア. 加入生産者別に、当該四半期の総契約数量と報告された総購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり補てん額を乗じて算出する。

イ. 農場所在地が複数の農協にまたがる加入生産者については、契約数量・出荷実績ともに各農場の数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。

ウ. 異常補てんが行われるときは、補てん金額合計から異常補てん金額を差し引き、残額を通常補てん金額とする。

エ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。

オ. 年度途中に複数の加入生産者が経営を統合したことを、経営の譲渡契約書や関係法人の謄本等により確認できる場合、補てん金の対象四半期の契約数量・出荷実績ともに統合前の生産者の農場の対象数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。

(3) 出荷実績数量報告書類の保存

出荷実績数量報告書類は、各年度終了後、10年間保存すること。

4. 出荷実績報告における過小報告、過大報告の処理

(1) 過小報告に気づいたとき、単協等は交付金受領後30日以内に、2号会員等を通じて基金に追加請求を行う。

(2) 過大報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員等を通じて速やかに基金に補てん交付金を返還する。

〈事務処理要領〉 第9章 TMR飼料

1. くみあい配合飼料工場で製造するTMR飼料

(1) くみあい配合飼料工場から出荷された時点で、業務方法書第3条に規定する「穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなり、これらの4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料（ただし、これらの4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料と乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く）」を補てん対象とする。

(2) (1)の要件を満たさない（4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%未満の）TMR飼料について、TMR飼料に通常の配合飼料を基礎配として配合する場合は、基礎配部分のみを補てん対象とする。

(3) くみあい配合飼料工場が製造時に加水したTMR飼料については、加水部分は対象外とする。

(4) (2)・(3)前2項のTMR飼料について、2号会員・指定飼料会社は安定基金対象割合を単協に通知し、補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は通知された安定基金対象割合を乗じた数量とする。

2. くみあい配合飼料工場以外の場所において、くみあい配合飼料工場から出荷された配合飼料に乾草、ビートパルプその他の原材料を混合して製造されたTMR飼料及び混合飼料

(1) 前項(1)の要件を満たす配合飼料部分のみを価格差補てん事業の対象とし、単協等は2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から当該飼料の供給を受けていない場合は当該飼料製造者から）、当該飼料における安定基金対象割合を入手する。

(2) 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から当該飼料の供給を受けていない場合は当該飼料製造者から）入手した安定基金対象割合を乗じた数量とする。

Q148 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどうにすればよいですか

A： 当該四半期終了後、出荷伝票等をもとに、各JAにて、生産者・月別の補てん対象飼料の出荷実績数量をシステムに入力してください。出荷実績数量の最小単位は、1kg単位までです。入力方法については、P78～の操作マニュアルをご覧ください。

また、システム入力後、出荷実績報告書（P160）を出力し、所定の欄に担当者印・経理等印・所属長印を押印の上、10年間保存してください（経理等印は出荷実績を管理するシステムや経理の担当者が押印してください）。

Q149 出荷実績のシステム入力期間はいつですか

A： 以下の期間中に入力してください（期限が土日祝日に当たるときは繰り上げ）。

対象時期	システム入力期間
4～6月期	7月1日～28日
7～9月期	10月1日～28日
10～12月期	1月4日～28日
1～3月期	4月1日～27日

なお、入力期限内であれば一旦登録したものであってもシステム上で修正が可能です。

Q150 TMRの出荷実績報告はどうにすればよいですか

A： TMR購入数量に安定基金対象割合をかけたものが、対象となります。P159の「TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表」等を活用し、適正に行ってください。（作成した確認表等は、出荷実績報告書に添付して保管してください。）

安定基金対象割合は、くみあい配合飼料工場で製造されたTMRについては加水部分をのぞく割合、くみあい配合飼料工場以外で製造されたTMRについては、基礎配合飼料の割合であり、県連やくみあい飼料等からJAに通知されることになっています。

TMR購入数量に安定基金対象割合をかけた結果、kg未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。たとえば、

$$\text{TMR購入数量 } 65 \text{ kg} \times \text{安定基金対象割合 } 50\% = 32.5 \text{ kg}$$

$$\text{kg 未満を切り捨て} \rightarrow 32 \text{ kg}$$

となります。システム入力はトン単位なので、0.032となります。

Q151 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか

A： 対象数量は、契約のある畜種の飼料のみとするように指導がなされています。ただし、乳牛の一貫経営で、肉牛の飼料を使う場合などを想定し、肉牛か乳牛のいずれかの契約があれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。同様に、育すうと成鶏についても、いずれかの契約があれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。

Q152 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか

A： 畜種別の出荷実績を入力すると、システムで自動的に調整を行います（出荷実績が契約数量を上回った畜種を、他の畜種で契約数量が余っている部分に加算し、補てんが出るようにします）。農協においては、どのような調整が行われたか、確認してください。

Q153 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどのようにするのですか

A： 前年、あるいは当年度に全農系基金の加入があり、基金間移動によって他基金契約を全農基金へ転入した場合、生産者は従来の基金契約と基金間移動転入時の基金契約の2つの契約をもつことになりますが、この場合も、複数畜種の契約者と同様、システムで自動的に調整を行います。農協においては、重複して入力しないよう注意してください。なお、次年度は1本の契約にまとめてください。

Q154 広域生産者など、同一名義の加入者が複数の農協と基金契約している場合、数量契約と出荷実績の合算は可能ですか

A： 同一の経営者が広域で事業を展開しており、商流が別れているだけなので合算できます。県連や飼料会社より調整結果が連絡されますので、出荷実績が契約数量を上回った農協は、P168の文書を作成のうえ、調整先の農協に発信してください。この文書を受けた農協は出荷実績の追加入力を行ってください。文書は両農協において出荷報告書に添付して保管してください。ただし、代表者が同じでも別法人のグループ会社との契約数量や出荷実績を合算することはできません。

Q155 四半期の出荷数量が0(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか

A： そのような場合も含め、出荷実績がない月については必ず0(ゼロ)を入力してください。未入力ですと、農協単位で実績報告が終了していない扱いとなりますのでご協力ください。

Q156 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか

A： P175の「補てん金交付に関する事務チェックリスト」をご活用ください。ミスのおお半は、出荷報告数量の集計ミス、基金対象外銘柄を集計、対象四半期以外の出荷日分を集計(期ずれ)、袋物の集計ミスが占めますので、特に注意してください。

Q157 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか

A： 入力期限後はデータ修正が行えませんので、一旦、登録された内容に基づき補てん金が交付されます。農協においては、間違いと分かっていたとしても、全農・県連より交付された金額をそのまま生産者に交付してください。

その後、P169～172の様式を用いて、県連・くみあい飼料を通じて、全農に申請してください。補てんのあった月の翌月15日までに全農本所に提出されるようお願いします。補てん金が過小であった金額について追加補てんを行います。追加補てんを行った場合は、交付後、補てん金交付報告書の提出をお願いします。

また、出荷実績が過大に報告された場合、補てん金の返還が必要となりますので、上記追加補てんの手続きと同時に処理するか、それ以降であっても間違いに気づいた時点で速やかに返納を行ってください。

3. 補てん金の交付

〈事務処理要領〉 第6章 補てん金の交付

2. 補てん金の交付

- (1) 1号会員は、安定基金システムにより集計した補てん金額を対象四半期最終月の翌々月8日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）までに基金に請求する。
 - (2) 基金は請求に基づき、1号会員に対して対象四半期最終月の翌々月15日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）までに補てん金を交付する。
 - (3) 交付金は受領後、次の期日内に各々の契約者に交付する。
 - ア. 1号会員：基金から受領後即日または翌日
 - イ. 2号会員：1号会員から受領後5日以内
 - ウ. 単協：2号会員等から受領後7日以内
 - (4) 補てん金は最終的に全額を加入生産者に交付する。会員や単協に滞留させてはならない。
 - (5) 補てん金交付に関する留意点
 - ア. 補てん金は現金または預金口座振込により交付する。
 - イ. 補てん金交付については、必ず加入生産者に対し、補てん金交付額、契約数量、購入実績数量及び補てん対象数量を明記した文書にて事前に通知し、誤りがないか確認する。
 - ウ. 補てん金は飼料代金と相殺したり、補てん積立金と相殺してはならない。
 - エ. 現金で交付した場合は領収証を徴収する。
- ##### 3. 交付完了報告書の提出
- 補てん金交付終了後、下記により報告する。
- (1) 報告する内容
 - ア. 補てん交付金の交付金額
 - イ. 補てん交付金の交付年月日
 - (2) 報告書の提出期限
 - ア. 単協：補てん金受領後30日以内に、2号会員（または1号会員）あて報告する。
 - イ. 2号会員等：単協からの報告を取りまとめのうえ、速やかに1号会員あて報告する。
 - ウ. 1号会員：2号会員等からの報告を取りまとめ、基金あて報告する。

Q158 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか

A： 補てん金の交付日は以下のとおりです。（土日祝日に当たる場合は繰り上げ）

対象時期	全農→県連（農協）※	県連→農協	農協→生産者
4～6月期	8月15日	県連が受領後 5日以内	農協が受領後 7日以内
7～9月期	11月15日		
10～12月期	2月15日		
1～3月期	5月15日		

※ 県連と全農が統合した県域においては、全農から農協に直接交付される。

※ 飼料会社直対の生産者は、全農から生産者に直接交付される。

Q159 補てん金はどのように生産者に通知すればよいですか

A： 安定基金システムの帳票出力メニュー画面から「交付通知書」（P 1 6 2）を出力し、生産者に事前に通知してください。

Q160 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか

A： 農協は補てん金交付終了後、補てん金交付報告書（P 1 6 3～1 6 4）を県連（県連と全農が統合した県域においては全農）に提出してください。県連は農協からの報告書を取りまとめて、県連の補てん金交付報告書（P 1 6 5～1 6 6）とともに全農に提出してください。補てんがあった月の翌月 1 5 日までに全農本所に提出されるよう、お願いします。

Q161 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか

A： できません。農協においては、全農・県連から交付された金額を、相殺や滞留させることなく、生産者に交付してください。

Q162 補てん金は課税対象ですか

A： 補てん金については加入生産者の収益とみなされるので課税の対象です。消費税は「保険金に準ずるもの又は国等から受ける補助金等」として、不課税扱いになります。

Q163 補てん金の経理処理はどうすればよいですか

A： 補てん金は生産者にとって収入になります。飼料費の減額として経理するか、飼料費の控除科目として「飼料補てん収入」を設けて経理します。

